

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正の経過

- 昭和 61 年 5 月 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）成立（昭和 62 年 4 月施行）**
- 法務大臣の承認の要件として相互主義、職務経験要件（資格取得国における 5 年以上の職務経験期間）等を規定
 - 外国法事務弁護士と弁護士の共同事業は禁止
- 平成 4 年 9 月 外国弁護士問題研究会（第一次外弁研）設置**
- 法務省・日弁連が、外国弁護士受入制度等の調査・研究・検討を目的として設置
- 平成 5 年 9 月 第一次外弁研が提言**
- 一定の共同事業の許容
 - 外国法事務弁護士単独による弁護士雇用の禁止は維持しつつ、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所における弁護士の雇用の許容
 - 職務経験要件の緩和（労務提供期間の算入の許容）
 - 國際仲裁代理の一層の自由化について速やかに検討 等
- 平成 6 年 6 月 国際仲裁代理研究会発足**
- 法務省・日弁連が、国際仲裁を活性化させる等の観点から、国際仲裁代理の在り方を研究することを目的として設置
- 平成 6 年 6 月 外弁法一部改正（平成 7 年 1 月施行）**
- 相互主義の緩和（WTO 協定加盟国の弁護士には相互主義を適用しない）
 - 弁護士と外国法事務弁護士との特定共同事業の許容
 - 職務経験要件の緩和（5 年の職務経験期間に、日本における労務提供期間を 2 年まで算入し得るとするもの） 等
- 平成 7 年 10 月 国際仲裁代理研究会が提言**
- 外国法事務弁護士及び外国弁護士による国際仲裁手続の当事者の代理を許容
- 平成 8 年 3 月 規制緩和推進計画改定（閣議決定）**
- 雇用禁止、職務経験要件及び第三国法取扱禁止につき、平成 8 年度中に見直しについての検討に着手すること等
- 6 月 外弁法一部改正（同年 9 月施行）**
- 国際仲裁手続における代理の自由化
- 12 月 外国弁護士問題研究会（第二次外弁研）設置**
- 平成 9 年 3 月 規制緩和推進計画再改定（閣議決定）**
- 雇用、職務経験要件及び第三国法取扱いにつき、平成 9 年度中に見直しについての検討の結論を得て、これを踏まえ、同年度中に所要の法改正措置を講ずる。
- 10 月 第二次外弁研が提言**
- 職務経験要件の緩和（職務経験期間を 5 年から 3 年に短縮し、日本における労務提供期間を 1 年まで算入し得るとするもの）
 - 第三国法取扱いの許容（有資格者等による助言が条件）

- 特定共同事業の目的の制限の緩和（渉外的要素を有する法律事務については、訴訟事務等に至るまで提供することを許容）

平成10年 5月 外弁法一部改正（同年8月施行）

職務経験要件の緩和（職務経験期間を3年とし、日本における労務提供期間を1年まで算入し得るとするもの）等

平成11年12月 規制改革委員会第二次見解提出

雇用禁止の廃止、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討すべきである。

平成13年 3月 規制改革推進3か年計画（閣議決定）

特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。

平成15年 7月 外弁法一部改正（平成16年4月一部施行、同17年4月完全施行）

- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除
- 弁護士等と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置 等

平成19年 6月 規制改革推進のための3か年計画（閣議決定）

外国法事務弁護士事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。

平成20年 5月 外国弁護士制度研究会設置

平成21年12月 外国弁護士制度研究会が提言

- A法人（外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人）制度の導入
- B法人（弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり日本法及び外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人）制度の導入

平成26年 4月 外弁法一部改正（平成28年3月施行）

A法人の制度化

6月 規制改革実施計画（閣議決定）

職務経験要件の基準等について外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士に係る検討会（仮称）を設置する（平成26年度措置）。

10月 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議決定）

外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について、改正法案施行後半年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

平成27年 3月 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置

平成28年 7月 外国法事務弁護士制度に係る検討会が報告書

- 職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討をする。
- B法人制度の導入を前提に、関係機関から示された懸念に対する配慮及びスムーズな組織変更を可能にするなどの課題について検討する。